

入学する小学校の変更をお考えの皆さまへ

福山市では原則、居住している学区の学校に入学することとなっていますが、入学する学校の変更を希望する制度として、「学校選択制度」と「指定学校変更申立」の2つの手続があります。変更を希望する理由がどちらに該当するか確認の上、手続を行ってください。（学区の学校に入学する場合は手続不要です。）

① 学校選択制度

【小学校】（常石ともに学園・広瀬学園小学校を除く。）

居住している学区の学校よりも、隣接している学区の学校のほうが近距離である場合。※児童が自力で通学できること。

【義務教育学校】（鞆の浦学園・想青学園）

教育内容や部活動等の特色をもとに当該校を希望する場合。
※児童生徒が自力で通学できる、または、保護者の責任において送迎できること。

受付期間：10月24日（金）から11月14日（金）まで

申請方法：電子申請、郵送による申請、学事課（福山市役所13階）窓口での申請

実施要領等は学事課ホームページで確認できるほか、学事課、各支所市民サービス課（松永・北部・東部・神辺支所）、沼隈支所、新市支所、福山市立小学校・中学校・義務教育学校で配付します。



学校選択制度

② 指定学校変更申立（受付開始：10月1日（水）から）

やむを得ない事情により、居住している学区の学校に通えないため、それ以外の学校への就学を希望する場合。※許可基準を満たしている場合に限りです。

【許可基準の一部】（詳しくはホームページの指定学校変更申立許可運用基準を参照してください。）

就学希望校の学区に新築中・転居予定のため、近い将来転居することが確定しており、あらかじめ転居先の学区の学校に就学をする場合。（転居先住所の契約書等が必要。）

保護者の就労等で、児童生徒の預かり先（祖父母宅を含む。）がある学区の学校に就学する場合。（就労証明書および預かり承諾書が必要。）

教育的配慮が必要と認められる場合。（所属している幼稚園長、保育所（園）長等の意見書が必要。）

就学希望校に兄弟姉妹が在籍している場合。（児童の入学時に卒業している場合は除く。）

受付場所：学事課（福山市役所13階）、各支所市民サービス課（松永・北部・東部・神辺支所内）、沼隈支所、新市支所、内海支所



指定学校変更



■①に該当する場合

⇒学校選択制度を申請してください。

■②に該当するまたは①および②の両方に該当する場合

⇒指定学校変更申立を行ってください。



←常石ともに学園をお考えの方はこちら

広瀬学園小学校をお考えの方はこちら→



■国立、私立の学校に入学する場合

⇒入学決定後に区域外就学届の手続が必要です。
詳しくはこちら→



お問い合わせ先

学事課 ☎084-928-1169

受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）